

定住自立圏形成協定説明資料

資料 4-2

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

別表第1 (第3条関係)

1 医療

協定事項			和寒町	剣淵町	下川町	美深町	音威子府村	中川町	幌加内町	西興部村	枝幸町	浜頓別町	中頓別町	実施事業で想定される内容
救急医療の維持・確保 (パターン1)	取組の内容	夜間及び休日等における救急患者に対応するため、救急医療体制の維持・確保を図るとともに、圏域住民へ救急医療知識の普及啓発を行う。												①上川北部地域第2次救急医療事業 ②救急医療啓発普及事業
	甲の役割	名寄市立総合病院及び士別市立病院における第2次救急医療体制の維持・確保を図るとともに、(社)上川北部医師会に委託して、初期救急医療の体制確保と圏域住民への救急医療啓発を行う。	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	
	乙の役割	甲が行う第2次救急医療体制の維持・確保及び(社)上川北部医師会への委託について、必要な協力と応分の経費を負担する。												
救急医療の維持・確保 (パターン2)	取組の内容	夜間及び休日等における救急患者に対応するため、救急医療体制の維持・確保を図る。												①上川北部地域第2次救急医療事業
	甲の役割	名寄市立総合病院及び士別市立病院における第2次救急医療体制の維持・確保を図る。	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	
	乙の役割	甲が行う第2次救急医療体制の維持・確保について、必要な協力と応分の経費を負担する。												
圏域医療体制の充実 (パターン1)	取組の内容	圏域住民が安心して暮らせるよう、圏域医療体制の充実を図る。												①公立病院等整備事業 ②医師派遣事業 ③機能回復訓練事業 ④地域保健検診事業
	甲の役割	圏域医療における役割分担のもと、甲の地域における医療体制の充実を図るとともに、乙への医師等の派遣、医療情報の共有及びネットワーク化を促進する。	○	○	○	—	○	○	○	—	○	○	○	
	乙の役割	圏域医療における役割分担のもと、乙の地域における医療体制の充実を図るとともに、甲と連携し医療情報の共有及びネットワーク化を促進する。												
圏域医療体制の充実 (パターン2)	取組の内容	圏域住民が安心して暮らせるよう、圏域医療体制の充実を図る。												
	甲の役割	圏域医療における役割分担のもと、甲の地域における医療体制の充実を図るとともに、乙への医師等の派遣、医療情報の共有を促進する。	—	—	—	○	—	—	—	○	—	—	—	
	乙の役割	圏域医療における役割分担のもと、乙の地域における医療体制の充実を図るとともに、甲と連携し医療情報の共有を促進する。												

2 福祉

協定事項			和寒町	剣淵町	下川町	美深町	音威子府村	中川町	幌加内町	西興部村	枝幸町	浜頓別町	中頓別町	実施事業で想定される内容
審査会業務の連携	取組の内容	人材確保による業務の安定化と効率化を図るため、介護認定審査会及び障害程度区分認定審査会の共同設置・共同運営を推進する。												①介護認定審査会 ②障害程度区分認定審査会
	甲の役割	乙と共同で設置する介護認定審査会及び障害程度区分認定審査会の事務局として、当該審査会の運営を行う。	○ (士)	○ (士)	○ (名)	○ (名)	○ (名)	○ (名)	○ (士)	—	—	—	—	
	乙の役割	甲と共同で設置・運営する介護認定審査会及び障害程度区分認定審査会に関して、必要な協力と応分の経費を負担する。												
障がい者福祉の推進	取組の内容	障がい者(児)の自立と社会参加を促進するため、療育施設及び地域活動支援センターの広域利用を推進する。												①障害福祉サービス ②母子通園事業
	甲の役割	名寄市総合療育センター及び士別市こども通園センターを運営するとともに、乙と連携して地域活動支援センターの広域利用を推進する。	○ (士)	○ (士)	○ (名)	○ (名)	○ (名)	○ (名)	—	—	—	—	—	
	乙の役割	甲が設置する名寄市総合療育センター及び士別市こども通園センターの運営に必要な協力と応分の経費を負担するとともに、甲と連携して地域活動支援センターの広域利用を推進する。												

3 教育

協定事項			和寒町	剣淵町	下川町	美深町	音威子府村	中川町	幌加内町	西興部村	枝幸町	浜頓別町	中頓別町	実施事業で想定される内容
図書館相互利用の促進	取組の内容	圏域住民の教育・文化の向上を図るため、図書館の相互利用を促進する。												①図書館の相互利用 ②図書の充実
	甲の役割	乙と連携して圏域住民の図書館利用とネットワーク化を促進するとともに、図書の充実と圏域住民への蔵書情報の提供を行う。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	乙の役割	甲と連携して圏域住民の図書館利用とネットワーク化を促進するとともに、図書の充実と圏域住民への蔵書情報の提供に努める。												
生涯学習機会の充実	取組の内容	圏域住民の生涯学習機会の充実を図るため、公共施設の有効活用及び各公共施設等で実施する講演、イベントや大会等の充実並びに圏域住民への情報提供を促進する。												①北の花だよりの発行 ②公共施設の相互利用
	甲の役割	乙と連携して公共施設の相互利用を促進するとともに、生涯学習機会の充実と圏域内の情報を相互に交換し、甲の住民への周知を図る。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	
	乙の役割	甲と連携して公共施設の相互利用を促進するとともに、生涯学習機会の充実と圏域内の情報を相互に交換し、乙の住民への周知を図る。												

4 産業振興

協定事項			和寒町	剣淵町	下川町	美深町	音威子府村	中川町	幌加内町	西興部村	枝幸町	浜頓別町	中頓別町	実施事業で想定される内容
地域資源を活用した観光と地場産品の振興	取組の内容	圏域における観光と地場産品の振興を図るため、各市町村が有する観光、食、物産品等の地域資源の魅力や付加価値を維持・向上させるとともに、関係団体と連携して広域連携を強化する。また、イベント・物産情報等を共有し、相互に参加・PRすることで地産地消及び物産振興を図る。												①観光協会等支援 ②観光施設等の整備・運営 ③イベント情報等の共有と相互参加・PR ④グリーンツーリズム事業
	甲の役割	観光施設等の維持・整備、観光メニューや地場産品等の研究・開発を促進するとともに、乙や道北観光連盟等の関係団体と連携し、広域観光や地場産品のブランド化を促進する。また、圏域内のイベント・物産情報等を集約し、圏域内外に向けて発信する。	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	
	乙の役割	観光施設等の維持・整備、観光メニューや地場産品等の研究・開発を促進するとともに、甲や道北観光連盟等の関係団体と連携し、広域観光や地場産品のブランド化を促進する。また、乙のイベント・物産情報等を甲に提供する。												
鳥獣被害防止対策の推進	取組の内容	鳥獣による農林業への被害防止を図るため、関係機関・団体と連携して被害状況や被害防止対策等の情報交換を行い、効果的な対策を推進する。												①鳥獣被害防止対策事業
	甲の役割	鳥獣による被害状況や被害防止対策等に係る情報交換を行い、乙及び関係機関・団体と連携して被害防止対策を講じるとともに、担い手育成に向けた講習会や残滓処理についての情報を乙に提供する。	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	
	乙の役割	鳥獣による被害状況や被害防止対策等に係る情報交換を行い、甲及び関係機関・団体と連携して被害防止対策を講じるとともに、甲が提供する情報の有効活用を図る。												

5 その他

協定事項			和寒町	剣淵町	下川町	美深町	音威子府村	中川町	幌加内町	西興部村	枝幸町	浜頓別町	中頓別町	実施事業で想定される内容
低炭素社会に向けた取組の推進	取組の内容	低炭素社会の形成に向け、圏域の豊かな森林資源の保全及び新エネルギーの活用をはじめ、地域に適合した多様な取組を推進する。												①森林保全事業 ②新エネルギー等の調査・研究及び普及促進
	甲の役割	乙及び関係機関・団体と連携して、圏域の森林資源を適正に保全するとともに、新エネルギー等に係る圏域内の情報交換と調査・研究を促進し、普及に努める。	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	
	乙の役割	甲及び関係機関・団体と連携して、圏域の森林資源を適正に保全するとともに、新エネルギー等に係る情報交換と調査・研究を促進し、普及に努める。												
廃棄物処理施設の広域利用の推進	取組の内容	廃棄物の安定的かつ効率的な処理を維持・確保するため、処理施設の広域利用を促進する。												①一部事務組合等の広域処理の推進 ②広域処理施設の検討
	甲の役割	乙と連携して一部事務組合等における広域処理を維持するとともに、甲が保有する処理施設について、更新時期にあわせ、広域化の検討を推進する。	○ (土)	○ (土)	○ (名)	○ (名)	○ (名)	—	○ (土) (名)	—	—	—	—	
	乙の役割	甲と連携して一部事務組合等における広域処理を維持するとともに、甲が取り組む処理施設の広域化の検討に参画し、必要な協力を行う。												
水道水質検査業務の連携	取組の内容	水道法に基づく適正かつ安定的な水道水質検査の実施を図るため、圏域内における水道水質検査業務の受委託を推進する。												①水道水質検査業務
	甲の役割	名寄市浄水場における水道水質検査業務の維持・確保を図るとともに、乙から水道水質検査業務を受託する。	—	○ (名)	○ (名)	○ (名)	○ (名)	○ (名)	—	—	—	—	—	
	乙の役割	水道水質検査業務を甲に委託するとともに、水道水質検査業務への協力と応分の経費を負担する。												
消費生活相談事業の連携 (パターン1)	取組の内容	複雑・多様化する消費生活相談に対応するため、広域的な取組を推進する。												①広域消費生活相談事業の検討
	甲の役割	甲が設置する名寄市消費者センターの広域化について、乙と連携して検討を行う。	—	—	○ (名)	○ (名)	○ (名)	○ (名)	—	—	—	—	—	
	乙の役割	甲が行う消費生活相談窓口の広域化に向けた検討に参加するとともに、必要な協力を行う。												
消費生活相談事業の連携 (パターン2)	取組の内容	複雑・多様化する消費生活相談に対応するため、広域的な取組を推進する。												①広域消費生活相談事業の推進
	甲の役割	甲が設置する士別市消費生活センターを広域的に運営し、圏域内の消費者相談の充実や消費者教育・啓発の推進に努める。	○ (土)	○ (土)	—	—	—	—	○ (土)	—	—	—	—	
	乙の役割	甲が設置する士別市消費生活センターと連携を図り、圏域内の消費者相談の充実や消費者教育・啓発の推進に努めるとともに、応分の経費を負担する。												

